

令和7年度市民税・県民税及び

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料申告の説明書

今年も市民税・県民税、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の申告時期が近づいてまいりました。この申告書はあなたの令和6年中の所得（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間の所得）を申告していただくものです。令和7年1月1日現在、萩市に住所のある方などで、下記「申告をしなければならない方」に該当する方は申告をして下さい。

申告期間は2月17日（月）から3月17日（月）までです。期間中に忘れずに申告して下さい。

○申告受付相談・事前相談を別紙日程表のとおり地区別に行いますので、各会場へお越しください。なお、当日、仕事その他の都合で、申告受付相談・事前相談ができない場合は、3月17日（月）までに最寄りの会場へお越しください（土曜、日曜、祝日を除く）。ただし、相島地区は1月28日（火）、木間地区は1月29日（水）、大島地区は1月30日（木）・31日（金）、見島地区は2月4日（火）・5日（水）、三見地区は2月12日（水）・13日（木）に申告受付相談・事前相談を行います。

○申告書は郵送等で提出も可能です。ご不明な点があれば、6ページ記載の「提出先・問い合わせ先」にご連絡ください。

※申告をしないときや申告が遅れたとき、または申告書に必要な事項の記載がなかったとき等は、寡婦控除等の各種控除が受けられなくなり、不利になることもありますのでご注意ください。

◎申告をしなければならない方

※所得税及び復興特別所得税の確定申告をされる方は申告する必要がありません。

① 事業所得（営業等、農業）、不動産所得（家賃、地代）などの所得があった方

・個人年金による所得も含まれます。

など

② 給与所得者のうち、次のような方

・給与所得以外に事業、不動産、利子、配当、譲渡、山林などの所得があった方

（注）年末調整済みの給与以外の給与収入及び給与以外の所得の合計が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。

・所得税及び復興特別所得税の年末調整を行っていない方、また、中途退職により年末調整ができなかった方

・雑損控除、医療費控除、寄附金控除などを受けようとする方

など

③ 公的年金の受給者のうち、次のような方

・公的年金等に係る雑所得以外に事業、不動産、利子、配当、譲渡、山林などの所得があった方

（注）公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。

・雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除などを受けようとする方

など

④ 収入がない方、もしくは遺族年金・障害年金等の非課税収入のみの方のうち、次のような方

・市民税・県民税の所得証明書等が必要な方

・国民健康保険に加入している方 （注）申告されない場合、保険料の軽減措置が受けられないことや、高額療養費請求の際に課税世帯と判定され支給が受けられないこと等があります。

・介護保険第1号被保険者（昭和36年4月1日以前に生まれた方）及びそのご家族

・後期高齢者医療制度に加入している方及びそのご家族 （注）申告されない場合、保険料や、入院時食事代等の軽減措置が受けられなくなります。

ただし、税法上の被扶養者になっている方（配偶者控除や扶養控除の対象になっている方）は申告する必要がありません。

⑤ 令和7年1月1日現在、萩市に事務所・事業所や家屋敷があり、萩市内に住所のない方

◎申告に必要なもの

個人番号カード または 通知カード及び本人確認書類

令和6年中の収入および支出が明らかにできるもの 給与や公的年金などの源泉徴収票、個人年金通知、営農取引通知書、領収書など

各種控除に必要な書類 国民健康保険料等納付額証明書、国民年金保険料、生命保険・地震保険等の支払証明書、医療費通知書など

※ 医療費控除を受けるための領収書やレシートはあらかじめ対象者、医療機関ごとに整理、集計してご持参下さい。

※ 代理人が申告に来られる場合は、申告者の印鑑が必要です。

◎申告書の書き方

1. 所得金額

		説 明	必要経費又は必要経費に相当するもの
事業	営業等	卸売・小売業、飲食業、建設業、サービス業などの営業や、漁業、外交員、集金人、大工などによる事業から生ずる所得。	収入を得るために必要な経費 (申告書裏面の8収支明細書参照)
	農業	農産物(米・野菜等)の生産、花・果樹などの栽培、家畜、肥育、採卵または酪農などの事業から生ずる所得。	収入を得るために必要な経費 (申告書裏面の7収支明細書参照)
不動産		地代、家賃、貸間、駐車場貸付などによる所得。 (これらの貸付により取得する権利金を含む。)	収入を得るために必要な経費 (申告書裏面の8収支明細書参照)
※ 収入金額は、令和6年中に収入すべき権利の確定した金額のことで(売掛金、未収金等も含みます)。生活費、所得税及び復興特別所得税、市民税・県民税、非事業用の固定資産税、国税・地方税の延滞金、親族等に支払った家賃利子等は必要経費になりません。			
※ 白色事業専従者控除…あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のうち年齢15歳以上の者で、もっぱらその事業に従事した期間が6ヶ月をこえる人を専従者といいます。専従者がいる場合には一人当たり50万円(配偶者は86万円)を所得計算上控除します。 ただし、(事業所得+その事業に係る不動産所得+山林所得)÷(1+専従者の数)とのいずれか低い金額となります。			
利 子		公社債及び預貯金の利子、公社債投資信託収益分配等の所得。	
配 当		株式、出資の配当、証券投資信託の収益の配分に係る所得。	株式の購入などで借り入れた負債の利子
給 与		俸給、報酬、給料、賃金、賞与などの所得。	給与所得控除(下記「①給与所得計算表」参照)
雑 業	公的年金等	恩給、厚生年金、国民年金、共済年金、農業者年金等の公的年金等の所得。	公的年金控除(下記「②公的年金等計算表」参照)
	業 務	営利を目的とした継続的な副業などによる所得。	収入を得るために必要な経費
	そ の 他	郵便・生命保険年金など、他の所得にあてはまらない所得。	収入を得るために必要な経費 (個人年金であれば掛金など)
総 合 譲 渡		船舶、車両、機械などの譲渡による所得。	取得費、譲渡に要した費用
一 時		生命保険契約に基づく一時金等、法人からの贈与、賞金、競輪競艇等の払戻金等による所得。	収入を得るために必要な経費 (生命保険であれば掛金など)

①給与所得計算表

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
550,999円まで	0円
551,000円～1,618,999円	給与収入－55万円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	※(A)×2.4＋10万円
1,800,000円～3,599,999円	※(A)×2.8－8万円
3,600,000円～6,599,999円	※(A)×3.2－44万円
6,600,000円～8,499,999円	給与収入×0.9－110万円
8,500,000円以上	給与収入－195万円

※(A)＝給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てた金額

②公的年金等計算表(公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合)

年 齢 区 分	収 入 金 額	所 得 金 額
③65歳未満の方 (昭和35年1月2日以後に生まれた方)	㊦600,000円まで	0円
	㊦600,001円～1,299,999円	収入－600,000円
	㊦1,300,000円～4,099,999円	収入×75%－275,000円
	㊦4,100,000円～7,699,999円	収入×85%－685,000円
	㊦7,700,000円～9,999,999円	収入×95%－1,455,000円
	㊦10,000,000円以上	収入－1,955,000円
⑤65歳以上の方 (昭和35年1月1日以前に生まれた方)	㊦1,100,000円まで	0円
	㊦1,100,001円～3,299,999円	収入－1,100,000円
	㊦3,300,000円～4,099,999円	収入×75%－275,000円
	㊦4,100,000円～7,699,999円	収入×85%－685,000円
	㊦7,700,000円～9,999,999円	収入×95%－1,455,000円
	㊦10,000,000円以上	収入－1,955,000円

※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円超の場合は収市課税課ホームページをご参照ください。

所得金額調整控除について

- ①給与等の収入が850万円超であり、次のいずれかに該当する場合
・本人が特別障害者に該当する ・満23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
(給与収入－850万円)×10%⇒給与所得から控除 ※給与収入が1,000万円超の場合は1,000万円とする
- ②給与所得と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円超の場合
給与所得(10万円超の場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得(10万円超の場合は10万円)－10万円⇒給与所得から控除

2. 所得から差し引かれる金額

控除の種類	説 明	所 得 控 除 額																									
雑損控除	令和6年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が災害、盗難、横領によって資産について所得の合計額の10%以上の損失を受けた場合	①（損失額等－保険金等により補填された金額）－（所得の合計額×10%） ② 災害関連支出の金額－5万円 ※①、②のいずれか多い方の金額																									
医療費控除	令和6年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために医療費を支払った場合 (注)控除を受ける際は明細書の添付が必要です。 領収書は個人・病院ごとに集計してご持参下さい。	令和6年中に支払った医療費 保険金等で補填された金額 ①所得の合計額の5% ②10万円 ①、②のいずれか少ない方の金額 = 医療費控除額 (200万円が限度)																									
セルフメディケーション税制による医療費控除の特例	申告する方が健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、各種健康診断・がん検診・インフルエンザ等各種ワクチンの予防接種などを行っている場合で、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品を購入した場合 (注)控除を受ける際は取組を行ったことを明らかにする書類（※領収書または結果通知表）、明細書の添付が必要です。 領収書は薬局・薬品ごとに集計してご持参下さい。	通常の医療費控除と医療費控除の特例はどちらかしか選べません。 重複して適用とならないよう、ご注意ください。 令和6年中に支払った特定一般医薬品の購入総額 保険金等で補填された金額 12,000円 = 医療費控除額（特例） (88,000円が限度) 特例を適用する際は、申告書表面「医療費控除⑬」の区分に1を記入してください。																									
社会保険料控除	令和6年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき健康保険（国民健康保険、後期高齢者医療保険等）、厚生年金保険、国民年金、介護保険等の社会保険料を支払った場合、または、給与から差し引かれた場合にはその全額を控除します。 (注) 公的年金から特別徴収されている（予め引いて納めている）保険料については、他の方が控除することはできません。																										
小規模企業共済等掛金控除	令和6年中にあなたが小規模企業共済法に規定する共済契約にもとづく掛金、心身障害者扶養共済制度にもとづく掛金、個人型年金加入掛金を支払った場合は、その全額を控除します。																										
生命保険料控除	令和6年中にあなたが年金の給付を目的とする個人年金契約等に基づいた保険料又は掛金を支払った場合、あるいはあなたやあなたの親族を保険金や共済金の受取人とする一般の生命保険契約・介護医療保険契約等に基づいた保険料又は掛金を支払った場合は、それぞれについて次の金額を控除します。（控除額の上限は合計で7万円）	<table><tr><th colspan="2">旧制度（H23.12.31 以前の契約締結分）の控除適用額</th><th colspan="2">新制度（H24.1.1 以後の契約締結分）の控除適用額</th></tr><tr><th>支 払 保 険 料</th><th>控 除 額</th><th>支 払 保 険 料</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>15,000円以下</td><td>全 額</td><td>12,000円以下</td><td>全 額</td></tr><tr><td>15,001円～40,000円</td><td>支払保険料÷2+7,500円</td><td>12,001円～32,000円</td><td>支払保険料÷2+6,000円</td></tr><tr><td>40,001円～70,000円</td><td>支払保険料÷4+17,500円</td><td>32,001円～56,000円</td><td>支払保険料÷4+14,000円</td></tr><tr><td>70,001円～</td><td>35,000円</td><td>56,001円～</td><td>28,000円</td></tr></table>		旧制度（H23.12.31 以前の契約締結分）の控除適用額		新制度（H24.1.1 以後の契約締結分）の控除適用額		支 払 保 険 料	控 除 額	支 払 保 険 料	控 除 額	15,000円以下	全 額	12,000円以下	全 額	15,001円～40,000円	支払保険料÷2+7,500円	12,001円～32,000円	支払保険料÷2+6,000円	40,001円～70,000円	支払保険料÷4+17,500円	32,001円～56,000円	支払保険料÷4+14,000円	70,001円～	35,000円	56,001円～	28,000円
旧制度（H23.12.31 以前の契約締結分）の控除適用額		新制度（H24.1.1 以後の契約締結分）の控除適用額																									
支 払 保 険 料	控 除 額	支 払 保 険 料	控 除 額																								
15,000円以下	全 額	12,000円以下	全 額																								
15,001円～40,000円	支払保険料÷2+7,500円	12,001円～32,000円	支払保険料÷2+6,000円																								
40,001円～70,000円	支払保険料÷4+17,500円	32,001円～56,000円	支払保険料÷4+14,000円																								
70,001円～	35,000円	56,001円～	28,000円																								
地震保険料控除	令和6年中にあなたやあなたと生計を一にする親族が所有している家屋・家財のうち一定のものを保険や共済の目的とし、かつ地震等損害によりこれらの資産について生じた損失の額を補填する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛け金を支払った場合	<table><tr><th></th><th>支払った保険料等の区分</th><th>支払った保険料の額</th><th>地震保険料の控除額</th></tr><tr><td>①</td><td>地震保険料等に係る契約のすべてが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当するものである場合</td><td>—</td><td>その年中に支払った地震保険料の金額÷2 (25,000円が限度)</td></tr><tr><td>②</td><td>平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に該当するものである場合</td><td>旧長期損害保険料の金額の合計額</td><td>5,000円以下 支払った保険料の金額 5,001～15,000円 支払った保険料の金額÷2+2,500円 15,001円～ 10,000円</td></tr><tr><td>③</td><td>①と②がある場合</td><td>①、②それぞれ計算した金額の合計額</td><td>25,000円以下 ①、②の合計額 25,001～ 25,000円</td></tr></table>			支払った保険料等の区分	支払った保険料の額	地震保険料の控除額	①	地震保険料等に係る契約のすべてが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当するものである場合	—	その年中に支払った地震保険料の金額÷2 (25,000円が限度)	②	平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に該当するものである場合	旧長期損害保険料の金額の合計額	5,000円以下 支払った保険料の金額 5,001～15,000円 支払った保険料の金額÷2+2,500円 15,001円～ 10,000円	③	①と②がある場合	①、②それぞれ計算した金額の合計額	25,000円以下 ①、②の合計額 25,001～ 25,000円								
	支払った保険料等の区分	支払った保険料の額	地震保険料の控除額																								
①	地震保険料等に係る契約のすべてが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当するものである場合	—	その年中に支払った地震保険料の金額÷2 (25,000円が限度)																								
②	平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に該当するものである場合	旧長期損害保険料の金額の合計額	5,000円以下 支払った保険料の金額 5,001～15,000円 支払った保険料の金額÷2+2,500円 15,001円～ 10,000円																								
③	①と②がある場合	①、②それぞれ計算した金額の合計額	25,000円以下 ①、②の合計額 25,001～ 25,000円																								
障害者控除	令和6年12月31日現在であなたや同一生計配偶者、扶養親族が障がい者である場合（障害者手帳・療育手帳等の交付を受けている方、その他身体精神に障がいのある方など） ※同居特別障害者である人とは、扶養親族のうち、特別障害者に該当する人で自己または自己の配偶者、もしくは自己と生計を一にするその他親族いずれかとの同居を常況としている人です。	特別障害者 (身体障害1・2級、精神障害1級、療育Aなど)	30万円																								
		同居特別障害者	53万円																								
		その他の障害者	26万円																								

令和6年中の合計所得金額が500万円以下であり、令和6年12月31日現在で次のいずれかに該当する場合							
寡婦控除 ・ ひとり親控除	性別	婚姻状況	扶養親族			区分	控除額
	女性	生別		○		寡婦	26万円
		死別		○			
		生別・死別・未婚	○		○	ひとり親	30万円
	男性	生別・死別・未婚	○				
勤労学生控除		令和6年12月31日現在であなたが学校教育法に定める学校の学生、生徒等で令和6年中の合計所得金額が75万円以下であり、かつ、自己の勤労によらない所得が10万円以下である場合				26万円	
配偶者控除		令和6年12月31日現在であなたと生計を一にし、令和6年中の合計所得が48万円以下の配偶者（他の者の扶養親族となっている人や事業専従者となっている人を除きます。）がいて、あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合					
				納税義務者の合計所得金額			
				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者の合計 所得金額48 万円以下		控除対象配偶者		33万円	22万円	11万円	
		老人控除対象配偶者 (昭和30年1月1日以前生まれ)		38万円	26万円	13万円	
配偶者 特別控除		令和6年12月31日現在であなたと生計を一にする配偶者（他の者の扶養親族となっている人や事業専従者となっている人を除きます。）がいて、あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合					
				納税義務者の合計所得金額			
				900万円以下	900万円超～ 950万円以下	950万円超～ 1,000万円以下	
480,001円～1,000,000円		33万円		22万円	11万円		
1,000,001円～1,050,000円		31万円		21万円	11万円		
1,050,001円～1,100,000円		26万円		18万円	9万円		
1,100,001円～1,150,000円		21万円		14万円	7万円		
1,150,001円～1,200,000円		16万円		11万円	6万円		
1,200,001円～1,250,000円		11万円		8万円	4万円		
1,250,001円～1,300,000円		6万円		4万円	2万円		
1,300,001円～1,330,000円		3万円		2万円	1万円		
1,330,001円～		対 象 外					
扶養控除		令和6年12月31日現在であなたと生計を一にする配偶者以外の親族（他の者の扶養親族となっている人や事業専従者となっている人を除きます。）で令和6年中の合計所得金額が48万円以下である場合 ※親族とは、6親等内の血族及び3親等内の姻族のことです。 ※同居老親等とは、老人扶養親族のうち、自己又は自己の配偶者の直系尊属（父母や祖父母など）でかつ自己または自己の配偶者のいずれかとの同居を常況としている人です。					
		一般扶養親族（平成21年1月1日以前に生まれた人で特定扶養親族以外の人）				33万円	
		特定扶養親族（平成14年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた人）				45万円	
		老人扶養親族 (昭和30年1月1日以前に生まれた人)			同居老親等以外の人	38万円	
					同居老親等	45万円	
基礎控除							
		合計所得金額			控除額		
		2,400万円以下			43万円		
		2,400万円超 2,450万円以下			29万円		
		2,450万円超 2,500万円以下			15万円		
		2,500万円超			対象外		

令和7年度 市民税・県民税申告受付相談・事前相談地区別日程表

萩地域

月 日		地 区 名	受付時間	受付場所	月 日		地 区 名		受付時間	受付場所
1月28日	火	相島	9:30～13:00	相島小中学校	2月12日	水	三見		9:00～16:00	三見公民館
1月29日	水	木間	9:30～12:00	中央公民館木間分室	2月13日	木				
1月30日	木	大島	9:30～15:30	大島公民館	3月5日	水	大井 七重、市場、庄屋、 円光寺、馬場、土井、 浦、貞平 港、後地、門前、本郷、 羽賀、坂本 大井全地区		9:00～16:00	大井公民館
1月31日	金		9:30～15:00							
2月4日	火	見島	13:00～17:00	見島ふれあい	3月6日	木				
2月5日	水		9:00～17:00	交流センター	3月7日	金		9:00～12:00		
2月17日(月)～3月17日(月) (土・日・祝日は除く)			8：30～17：00		萩市全地域				萩市民館小ホール	

川上・旭ブロック(受付時間は8:30~17:00)

※2月21日(金)、3月7日(金)から3月17日(月)は受付を行っていません。

月 日	地域名	地 区 名		受付場所	月 日		地域名	地 区 名		受付場所
		午前	午後					午前	午後	
2月17日	月	川上	佐古、川上山田、堂河内	川上総合事務所	2月27日	木	旭	古戦場、下横瀬、菅蓋、笛吹、下市	旭マルチメディアセンター	
2月18日	火		立野、白上、椿瀬、川上横坂		2月28日	金		矢代、角力場、牛地、明木上市、蔵屋		
2月19日	水		笹尾、杣木谷、江舟、野戸呂		3月3日	月		舞谷、佐々並市	旭活性化センター	
2月20日	木		長谷、三徳、共栄、遠谷		3月4日	火		長瀬、高津、黒ヶ谷		
2月25日	火	旭	同前、すもうば団地、サンウッドビレッジ、沖ノ原団地、中央団地、見定下切	旭マルチメディアセンター	3月5日	水		大下、成川、長小野		
2月26日	水		鉾切、上横瀬、小野山、惣田、原		3月6日	木		深瀬、久年、パークタウン		

田万川・須佐ブロック(受付時間は8:30~11:30、13:30~16:30)

※3月10日(月)から3月17日(月)は受付を行っていません。

月 日	地域名	地 区 名		受付場所	月 日	地域名	地 区 名		受付場所
		午前	午後				午前	午後	
2月17日 月	田万川	小川1~4区	小川5~7、24~25区	小川交流センター	2月27日 木	須佐	押谷、中畑、帆柱	上三原、堀田、下三原上	須佐総合事務所
2月18日 火		小川8~11区	小川12~16区		2月28日 金		下三原下、北谷、野頭、前地、高山、沖浦	須佐全域	
2月19日 水		小川17~23区	小川地区全域						
2月20日 木	須佐	弥富1~3区	弥富4~6区	弥富交流促進センター	3月3日 月	田万川	瀬尻、上組、丸山、中組	大久保、八幡、松崎、稗田	田万川総合事務所
2月21日 金		弥富7~9区	弥富10~13区		3月4日 火		須佐地、江崎平原、上本郷	下本郷、市味、湊、下郷、大沢	
2月25日 火		松原、本町上、本町中、本町下、河原丁	山根丁東、山根丁西、横屋丁、中津	須佐総合事務所	3月5日 水		わらひ谷、夏一、夏二、上本郷、本郷	土居、弁天、上中町、下中町	
2月26日 水		までかた、金井、浦西、浦中	浦東、入江、水海、青葉台		3月6日 木		戎一、戎二、江津、尾浦	江崎地区全域	
					3月7日 金		須佐・田万川全域		

むつみ・福栄ブロック(受付時間は8:30~17:00)

※2月26日(水)、3月4日(火)、3月10日(月)から3月17日(月)は受付を行っていません。

月 日	地域名	地 区 名		受付場所	月 日	地域名	地 区 名		受付場所
		午前	午後				午前	午後	
2月17日 月	むつみ	中郷、宮廻、下領	影畑、後井、花見、辻山	むつみ農村環境改善センター	2月27日 木	福栄	堀越、栗原	小西見、紫福市、田中	萩市福栄老人福祉センター
2月18日 火		高佐横坂、羽月、岸高、中央	御舟子、小国、中橋、金谷		2月28日 金		中山、小野田、畑、紫福殿川	奥畑、京場、堂ヶ市	
2月19日 水		札の奥、高佐上市	領家、伏馬、安附		3月3日 月		紫福平原、横貝、紫福長尾、杉原	壇今木、永田沖、永井、紫福山田、向山	
2月20日 木		尾の坂、湯の口、佐波木、朝鳥、宇立	市上、市下、岡田、江良、菅谷、毛木山、毛木		3月5日 水		文捨、山崎、堂ヶ迫、入屋、鶴ヶ谷	平蔵、平蔵台、麦谷、半田、西宗、鎌浦	ふくえ〜る
2月21日 金		鈴倉、野田、大光寺	麻生、三戸原、鍛冶屋、志和田		3月6日 木		無根、高坂、生野、桜	金峯、扇町、東宗	
2月25日 火		広瀬下、広瀬上、吉部殿川、平ヶ重	天坪、深谷、二反田、吉部長尾、柳、鱒谷、千石台		3月7日 金		榎屋、別所、押原	仁保谷、上藪野、下藪野、黒川、吉田	

お知らせ

～ふるさと納税ワンストップ特例制度について～

平成27年度の税制改正により「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まりました。ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出していただくことで申告をしなくても控除を受けられます。ただし、確定申告や住民税申告をされる場合、また5団体を超える自治体にふるさと納税をされた場合は、特例制度が適用できないため申告が必要となります。

～年少扶養控除の記載について～

16歳未満の者に対する扶養控除額はありますが、市民税・県民税の算定を行う際に扶養の人数によって均等割・所得割の非課税基準に該当する場合や、保育料の算定に扶養の人数が影響するなど、年少扶養を申告しないことによって不利になることがありますのでご注意ください。年少扶養をとられる場合は、確定申告書二表、あるいは市民税・県民税の申告書の「16歳未満の扶養親族」欄に記載をお願いします。

～太陽光発電による電力の売却による所得の申告について～

自宅等に太陽光発電設備を設置し、その余剰電力、または、電力の全量を電力会社に売却している場合、その収入を申告していただく必要があります。

◎売電による雑所得金額＝①収入金額－(②太陽光発電設備の減価償却費＋③その他必要経費)×④売電の割合

	項 目	説 明
①	収 入 金 額	太陽光発電による電力の売却に伴う収入金額
②	太陽光発電設備の減価償却費	太陽光発電設備を設置するために要した額(補助金等の交付を受けた場合は、その金額を差し引いた額)を基に、耐用年数17年で計算した金額。
③	そ の 他 必 要 経 費	発電設備設置に係る借入金の利息など
④	売 電 の 割 合	電力会社に売却した電力量を、太陽光発電設備で発電した総電力量で割った割合

～市民税・県民税の均等割について～

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年法律118号)の施行に伴い、緊急防災事業の財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの、各年度の市民税・県民税の均等割の税率は、年額1,000円(県民税500円、市民税500円)でしたが、令和6年度から森林環境税(国税)1,000円が課税されるようになりました。また、森林環境譲与税は、森林整備や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発の費用に充てるため、都道府県、市区町村へ譲与されます。

税目	(平成26年度から 令和5年度まで)	令和6年度以降
国税(環境森林税)	—	1,000円
均等割		
市民税	3,500円	3,000円
県民税	2,000円	1,500円
合計	5,500円	5,500円

※県民税均等割額には『やまぐち森林づくり県民税(500円)』が含まれています。

※均等割は合計所得金額、所得割は総所得金額等で判定します。

～市民税・県民税の非課税基準について～

市民税・県民税の非課税範囲は以下のとおりとなります。

非課税の範囲		非課税基準	
(1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者		本人のみ	扶養を有する場合
(2) 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親 ※これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く		均等割	38万円以下 28万円×(本人+扶養人数)+268,000円以下
		所得割	45万円以下 35万円×(本人+扶養人数)+420,000円以下

◆市民税・県民税等申告書の提出先・問い合わせ先

提出先	〒758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市課税課市民税係			
問 い 合 わ せ 先	萩市役所	代表 0838-25-3131		
	課税課	市民税係	内線 218・223	市民課 保険年金係 内線 232・233
	川上総合事務所	市民生活部門	0838-54-2121	田万川総合事務所 市民生活部門 08387-2-0300
	むつみ総合事務所	市民生活部門	08388-6-0211	須佐総合事務所 市民生活部門 08387-6-2016
	旭総合事務所	市民生活部門	0838-55-0211	福栄総合事務所 市民生活部門 0838-52-0121

【所得税及び復興特別所得税の確定申告については、下記へお問い合わせください。】

萩税務署(萩市大字唐樋町3-7) TEL: 0838-22-0900(自動音声によりご案内します。)

※今後、地方税法の改正があった場合、各控除額、税率に変更を生じることがあります。

※令和7年度の市民税・県民税の納税通知書は6月上旬に送付します。